

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定に準じて、千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業に関する実施方針を公表する。

令和3年12月15日

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業の実施方針

千葉県南部浄化センター
下水汚泥固形燃料化事業

実 施 方 針

令和3年12月

千 葉 市

《目 次》

I	用語の定義	1
II	事業の内容に関する事項	4
1	事業名	4
2	本事業の対象となる公共施設等の種類	4
3	公共施設等の管理者	4
4	事業目的.....	4
5	事業の概要	5
6	事業方式.....	5
7	契約の形態	5
8	事業期間.....	6
9	事業期間終了後の措置.....	6
1 0	事業の対象となる業務範囲.....	6
1 1	本施設の事業規模	8
1 2	民間事業者の収入	9
1 3	本市が活用を予定している交付金について	10
1 4	関係法令等の遵守	10
1 5	事業スケジュール（予定）	10
III	民間事業者の募集及び選定に関する事項	11
1	民間事業者の募集及び選定方法	11
2	募集及び選定の手順	11
3	応募者の参加資格要件.....	14
4	応募者の審査及び落札者の決定	19
5	落札者決定後の手続き	21
6	著作権	21
7	特許権等.....	21
8	応募に係る費用負担	21
IV	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	22
1	想定されるサービスの水準・仕様.....	22
2	想定されるリスクの分担	22
3	民間事業者の履行確保に関する事項.....	22
4	本市による事業の実施状況の監視.....	22
5	地元雇用や地元企業の活用	23
V	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	24
1	事業予定面積	24
2	都市計画事項	24

3	施設構成の概要	24
VI	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	24
1	基本的な考え方	24
2	管轄裁判所	24
VII	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	25
1	基本的な考え方	25
2	民間事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合	25
3	本市の事情で本事業の継続が困難となった場合	25
4	その他の事情で事業の継続が困難となった場合	25
VIII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	26
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	26
3	その他の支援に関する事項	26
IX	その他事業の実施に関し必要な事項	27
1	議会の議決	27
2	情報提供	27
3	本実施方針に関する担当部署	27

実施方針添付資料

- 実施方針添付資料-1 事業実施場所
- 実施方針添付資料-2 契約スキーム
- 実施方針添付資料-3 役割分担概念図
- 実施方針添付資料-4 リスク分担（案）
- 実施方針添付資料-5 本市が想定する本施設の基本処理フロー図

I 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業	千葉市南部浄化センター内に下水汚泥固形燃料化施設を設計・建設し、運営・維持管理を行う「千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業」をいう。
本市	千葉市をいう。
民間事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施する予定の者をいう。
本施設	本事業において、民間事業者が設計・建設する下水汚泥固形燃料化施設をいい、プラント及び建築物等を総称していう。5号燃料化施設、6号燃料化施設の2施設の総称をいう。
撤去対象施設	本施設の建設の支障となるガスホルダー、1号焼却施設、2号焼却施設、1・2号焼却施設関連設備、トラックヤード、トラックスケールの総称をいう。
建設事業者	本事業において、本施設の設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
プラント建設企業	建設事業者のうち、本施設のプラントの設計・建設を行う者。
建設 J V	本施設の設計・建設業務について要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。プラント建設企業が代表となる特定建設共同企業体とし、プラント建設企業、その他設計・建設を行う企業で構成し、各構成員が一体となって施工する共同施工方式とする。
運営事業者	構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
特別目的会社	本事業の運営・維持管理業務の実施を目的として落札者により設立される会社をいう。SPC（Special Purpose Company）。
燃料化物有効利用企業	本施設で製造される燃料化物の有効利用を行う者をいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び要求水準書（案）をいう。
特定事業	DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営・維持管理）方式で実施することが効率的かつ効果的であることが確認された場合の本事業をいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力等について定めることを目的として、本市と落札者が締結する協定をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約及び燃料化物売買契約の総称をいう。
基本契約	民間事業者が本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運

	営事業者が締結する契約をいう。
燃料化物売買契約	本事業において製造する燃料化物の販売に関し、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
入札説明書等	入札公告の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定（案）、事業契約（案）及び様式をいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出する書類・図書をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
プラント	本施設で下水汚泥を固形燃料化するために必要なすべての機械設備・電気設備等を総称していう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。
燃料化施設	本事業で、要求水準書、事業提案書及び設計図書に基づき民間事業者が事業用地に建設し、脱水汚泥を燃料化するための施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。
燃料化物	本市より供給される下水汚泥を用いて本施設にて製造したもので、要求水準書に示す固形燃料物としての性状を満足するものをいう。
副生成物	本施設において製造されたもののうち、燃料化物としての性状を満足しないものをいう。
修繕	消耗部品の交換及び分解組立整備を行うことで実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
大規模修繕	施設の設備及び部品の取り換えを行うことで性能を回復させることをいう。
応募者	入札手続きに参加する単一の企業又は複数企業で構成される企業グループをいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	PFI事業等審査委員会から最優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として本市が決定した入札参加者をいう。
PFI事業等審査委員会	DBO事業としての事業実施に必要な事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、本市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう（以下、「審査委員会」という。）。
法令等	法律、命令、条例、規則、要綱及び通知等をいい、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。
不可抗力	本市及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。

いう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。

II 事業の内容に関する事項

1 事業名

千葉県南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

名 称 千葉県南部浄化センター

種 類 下水道終末処理場

3 公共施設等の管理者

千葉市長 神 谷 俊 一

4 事業目的

本事業は、老朽化した千葉県南部浄化センター焼却施設の更新に合わせて、燃料化施設を整備し、そこで製造する燃料化物を燃料として利用することで、汚泥有効利用、温室効果ガス排出量削減及び事業費削減を目的とする。

なお、事業方式はライフサイクルコストの最適化による事業費削減と長期間の汚泥有効利用先の確保を目的に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号改正平成30年法律第60号）（以下「PFI法」という。）に準じたDBO方式により実施することを想定している。

5 事業の概要

項 目	概 要
事業概要	千葉市南部浄化センター内の指定した場所に民間事業者が本施設を設計・建設し、本施設の運営及び維持管理（本施設で製造される燃料化物の買取、利用先の確保及び運搬を含む。）を実施するものである。
事業実施場所	千葉市中央区村田町 893 番地内 （「実施方針添付資料-1 事業実施場所」参照）
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務：事業契約締結日から令和 11 年 3 月まで（詳細は、下記 8 (1)を参照） 運営・維持管理業務：令和 8 年 4 月から令和 31 年 3 月まで（詳細は、下記 8 (2)を参照）
本施設の 処理方式	炭化方式又は乾燥方式
本施設の 処理対象物	高分子系脱水汚泥
設計・建設 対象施設	ア 本施設（施設規模：60wet-t/日×2炉） イ 撤去対象施設 1 号焼却施設（50wet-t/日・流動床式） 2 号焼却施設（50wet-t/日・流動床式） 1・2 号焼却施設関連設備 ガスホルダー（約φ14.5m×約13.8mH） トラックヤード トラックスケール
運営・維持管理 対象施設	ア 本施設（施設規模：60wet-t/日×2 炉）

6 事業方式

本事業は、DBO方式により実施することを想定している。

落札者として決定された単一企業又は企業グループ（以下「落札者」という）は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行うものとする。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、23年間の運営・維持管理期間（詳細は、下記 8 (2)を参照）を通じて、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

7 契約の形態

本市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約及び燃料化物売買契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本市は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約及び燃料化物売買契約を締結する。

事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-2 契約スキーム」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

(1) 設計・建設期間

5号燃料化施設 建設工事請負契約締結日～令和8年3月31日

※5号燃料化施設稼働後、既設1・2号焼却施設の撤去を本事業で行う。

6号燃料化施設 建設工事請負契約締結日～令和11年3月31日

※6号燃料化施設（既設1・2号焼却施設の撤去含む）の建設着手は、令和8年4月1日以降とする。

(2) 運営・維持管理期間

5号燃料化施設 令和8年4月1日から令和28年3月31日まで（20年間）

6号燃料化施設 令和11年4月1日から令和31年3月31日まで（20年間）

9 事業期間終了後の措置

民間事業者は、事業期間終了後も本施設を継続利用することを踏まえ、要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。

各燃料化施設の運営開始後16年目の時点で、本市及び民間事業者は各燃料化施設の運営・維持管理期間終了後の取扱いについて、協議を開始するものとする。

10 事業の対象となる業務範囲

民間事業者が行う業務範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書（案）」に示すとおりとする。（「実施方針添付資料-3 役割分担概念図」参照）

(1) 民間事業者が行う業務の範囲

ア 本施設の設計・建設業務

(ア) 本施設の設計業務

- ① 設計業務（撤去対象施設の設計を含む。）
- ② その他関連業務（本施設の建設に必要な許認可等の取得及び届出の提出。）
- ③ 各種申請に関する業務（国の交付金の申請手続き支援を含む。）

(イ) 本施設の建設業務

- ① 土木工事

- ② 建築工事
- ③ 機械設備工事
- ④ 電気設備工事
- ⑤ その他必要な工事（場内整備、各種責任分界点までの取合工事、既設電気設備との取合工事に伴う機能増設等を含む。）
- ⑥ 撤去工事（1号焼却施設、2号焼却施設、1・2号焼却施設関連設備、ガスホルダー、トラックスケール、トラックヤード等）
- ⑦ 工事監理
- ⑧ 工事状況の市への報告
- ⑨ 試運転業務
- ⑩ その他関連業務（本施設の稼働に必要な許認可等の取得及び届出の提出。）
- ⑪ 各種申請に関する業務（国の交付金の申請手続き支援を含む。）

イ 本施設の運営・維持管理業務

- ① 脱水汚泥の受入
- ② 運転操作及び監視業務
- ③ 測定等に関する業務
- ④ 建築物又は工作物等の保守管理業務
- ⑤ 設備保守管理業務（※1）
- ⑥ エネルギー管理業務
- ⑦ 安全衛生管理業務
- ⑧ 防災及び保安業務
- ⑨ ユーティリティー等の調達管理業務
- ⑩ 燃料化物の有効利用業務（※2）
- ⑪ 副生成物の引渡業務
- ⑫ 運営・維持管理対象範囲の清掃
- ⑬ 運営・維持管理状況の本市への報告
- ⑭ 本施設見学者の対応に関する協力
- ⑮ 各種申請に関する業務
- ⑯ 契約終了時の引継業務
- ⑰ その他本事業を実施する上で必要な業務

※1 本施設の修繕、大規模修繕業務を含む。

※2 本市は下水汚泥を民間事業者に供給し、民間事業者は本施設において製造された燃料化物を、運営・維持管理期間を継続して全量有効利用（有価）することとする。
 なお、事業提案書の提出時に、以下の書類を提出すること。
 ・燃料化物の有効利用先として契約を予定する企業の一覧。

(2) 本市が行う業務

ア 本施設の設計・建設業務

- ① 事業用地の確保
- ② 南部浄化センター等包括的維持管理業務委託受注者と民間事業者との調整
- ③ 本施設に関わる国の交付金手続き
- ④ 本施設の建設及び稼働に必要な許認可等の取得及び届出の提出（本市が取得又は提出すべきものに限る）
- ⑤ 本施設の設計及び建設の監督及び検査
- ⑥ IV4（2）に示すモニタリング
- ⑦ その他必要な業務

イ 本施設の運営・維持管理業務

- ① 責任分界点までの脱水汚泥の供給
- ② 各種責任分界点までの運営・維持管理
- ③ 南部浄化センター等包括的維持管理業務委託受注者と民間事業者との調整
- ④ 業務実施状況の確認
- ⑤ IV4（2）に示すモニタリング
- ⑥ その他必要な業務

1 1 本施設の事業規模

ア 本施設の施設規模

- ・施設規模 60wet-t/日×2 炉
- ・稼働日数 1 炉当たり年間 330 日以上

イ 下水汚泥性状

本市が供給する下水汚泥の性状は以下のとおりとする。

① 処理対象汚泥

高分子系脱水汚泥

※原則は全量消化汚泥であるが、消化槽の修繕・改築期間中は、現在の運用と同じ一部未消化による運用が必要となるため、一部未消化汚泥についても処理可能な施設とすること。

② 処理対象汚泥性状

汚泥性状（全量消化時）の代表値は含水率 81.6%、強熱減量 74.4%、高位発熱量 18.000MJ/kg・DS とする。

1 2 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて、建設事業者に支払う。

イ 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

本市は、次に示す本施設の運営・維持管理業務の対価を運営・維持管理期間にわたって運営事業者に支払う。

(ア) 固定費相当分

運営・維持管理業務に係る対価のうち、固定費相当分については、運営・維持管理期間にわたって運営事業者に四半期に1回、各年度で同額を支払う。

(イ) 変動費相当分

運営・維持管理業務に係る対価のうち、変動費相当分については、運営・維持管理期間にわたって運営事業者に四半期に1回、下式により計算された金額を支払う。

支払金額＝下水汚泥の実処理量（wet-t）×提案単価（円／wet-t）

(ウ) 修繕費相当分

運営・維持管理業務に係る対価のうち、修繕費（大規模修繕費を除く。）相当分については、運営・維持管理期間にわたって、四半期に1回、各年度で同額を支払う。

(エ) 大規模修繕費相当分

本施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち、大規模修繕費相当分については、運営・維持管理期間にわたって運営事業者の事業提案書に従って実施された業務実績に基づき、年度末に1回支払う。なお、毎年の支払額に差を付けることを認めるものとする。

ウ 燃料化物の有効利用（有価）による収入

運営事業者は、本施設において製造された燃料化物を運営・維持管理期間を通じて全量有効利用（有価）することとする。なお、この有効利用に際して得られた収入は、全て運営事業者の収入とする。

1 3 本市が活用を予定している交付金について

本事業で設計・建設する燃料化施設は、下水道事業に係る国の交付金の活用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

1 4 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。関係法令等の具体名称は、要求水準書（案）に示すものとする。

1 5 事業スケジュール（予定）

ア 特定事業の選定・公表	令和4年3月
イ 入札公告	令和4年4月
ウ 落札者の決定	令和4年11月
エ 基本協定の締結	令和4年11月
オ 事業契約の締結	令和5年3月
カ 本施設の設計・建設	令和5年4月～令和11年3月
キ 本施設の運営・維持管理	令和8年4月～令和31年3月

III 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書等を示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価落札方式制限付一般競争入札により行うことを予定している。

なお、本事業はWTO政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

民間事業者の募集、選定、契約スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針等の公表	令和 3 年 12 月 15 日(水)
② 第 1 回現地調査	令和 3 年 12 月 15 日(水)～ 令和 4 年 1 月 14 日(金)
③ 実施方針等に関する質問、意見の受付期限	令和 4 年 1 月 14 日(金)
④ 実施方針等に関する質問への回答	令和 4 年 2 月 4 日(金)
⑤ 特定事業の選定・公表	令和 4 年 3 月下旬
⑥ 入札公告	令和 4 年 4 月中旬
⑦ 第 1 回入札説明書等に関する質問の受付期限	令和 4 年 4 月下旬
⑧ 第 1 回入札説明書等に関する質問への回答公表	令和 4 年 5 月中旬
⑨ 入札参加資格審査書類受付期限	令和 4 年 5 月下旬
⑩ 入札参加資格審査結果通知	令和 4 年 6 月上旬
⑪ 第 2 回現地調査	令和 4 年 6 月上旬～8 月下旬
⑫ 対面での対話	令和 4 年 6 月下旬
⑬ 第 2 回入札説明書等に関する質問の受付期限	令和 4 年 7 月上旬
⑭ 第 2 回入札説明書等に関する質問への回答公表	令和 4 年 7 月下旬
⑮ 事業提案書受付期限	令和 4 年 8 月下旬
⑯ 応募者ヒアリング及び総合評価による 優秀提案の選定	令和 4 年 11 月中旬
⑰ 落札者の決定	令和 4 年 11 月中旬
⑱ 事業契約締結	令和 5 年 3 月

(2) 第1回現地調査

入札に参加しようとする民間事業者のうち希望者を対象に現地調査を認める。既設設備に関する図面、地質調査報告書等も閲覧が可能である。希望者は、下記のとおり千葉市建設局下水道管理部下水道施設建設課に申し込むこと。

ア 受付期間

本実施方針公表日から令和4年1月14日（金） 17:00 までとする。

イ 提出方法

本実施方針と同時にホームページに公表する別添 様式1に必要事項を記入のうえ、E-mailにより提出すること。

① 送付先

千葉市建設局 下水道管理部 下水道施設建設課

② E-mail

shisetsu.COM@city.chiba.lg.jp

③ メール表題

「（千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業）現地調査申請【提出者名】」

ウ 到達の確認方法

申請書を提出した者は、電話により到達の確認を行うこと。

(3) 実施方針等に関する質問、意見の受付

本実施方針及び要求水準書（案）についての質問、意見は下記のとおり受付を行うものとし、電話等による質問には一切応じない。

ア 受付期間

本実施方針公表日から令和4年1月14日（金） 17:00 までとする。

イ 提出方法

本実施方針と同時にホームページに公表する別添 様式2,3に必要事項を記入のうえ、E-mailにより提出すること。

① 送付先

千葉市建設局 下水道管理部 下水道施設建設課

② E-mail

shisetsu.COM@city.chiba.lg.jp

③ メール表題

「（千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業）実施方針等に関する質問、意見【提出者名】」

ウ 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者は、電話により到達の確認を行うこと。

エ 回答及び意見の公表

実施方針等に関する質問への回答及び実施方針等に関する意見は、令和4年2月4日（金）13:00 までにホームページにて公表する。

(4) 燃料化物製造実験等に使用する脱水汚泥の提供

事業提案書作成に必要なデータの収集に資するため、希望者に対し、燃料化物製造実験等に使用する脱水汚泥を提供する。脱水汚泥の提供は、実施方針等公表後から事業提案書の受付の前日まで、必要に応じて複数回の提供を可能とする。希望者は、下記のとおり千葉市建設局下水道管理部下水道施設建設課に申し込むこと。

なお、燃料化物製造実験等のために提供する脱水汚泥は、一部未消化汚泥であり、運営・維持管理業務開始時点で供給する全量消化汚泥とは性状が異なる。

ア 受付期間

本実施方針公表日から事業提案書の受付の前日までとする。

イ 提出方法

本実施方針と同時にホームページに公表する別添 様式4に必要事項を記入のうえ、E-mailにより提出すること。

① 送付先

千葉市建設局 下水道管理部 下水道施設建設課

② E-mail

shisetsu.COM@city.chiba.lg.jp

③ タイトル

「（千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業）下水汚泥等譲渡申請【提出者名】」

ウ 到達の確認方法

申請書を提出した者は、電話により到達の確認を行うこと。

(5) 実施方針等の変更

本市は、実施方針等に関する質問、意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容の見直し変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、ホームページにより速やかに公表し、その変更内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

(6) 特定事業の選定・公表

本市は、本事業を実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できること、又は財政負担が同一の水準にある場合においては公共サービスの水準の向上を期待できることを特定事業の選定の基準とする。本市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本事業をDBO事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その経過と評価の内容を速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

(7) 入札公告、入札説明書等の公表

本市は、令和4年4月（予定）に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、燃料化物売買契約書（案）、提出書類の作成要領、様式集などの入札説明書等を公表する。

(8) 入札参加資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

本事業の応募者に入札参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。また、入札参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

なお、資格審査を通過しなかった応募者は、本市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(9) 第2回現地調査

資格審査通過者のうち現地調査の参加希望者を対象にして、現地調査期間を設ける予定である。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(10) 対面での対話の実施

資格審査通過者を対象に、本市は対面での対話を行う予定である。この目的は、①資格審査通過者に対し本市の意向（本事業の特性・コンセプト等）を十分に認識させるため、②リスク分担等を中心に相互の役割分担について確認するため、③要求水準を満たさない事業提案書の提出を防止するため、④資格審査通過者の創意工夫により優れた提案を求めるため、などである。

その結果内容（質疑応答等）については、当該資格審査通過者の特殊な技術・ノウハウ等に係る、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(11) 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき事業提案書の提出を求める。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

3 応募者の参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の単一の企業又は複数の企業で構成する企業グループとする。
- イ 応募者は、本施設の設計・建設業務又は本施設の運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。なお、応募者は、入札参加表明書に、構成員の企業名、協力企業の企業名及びそれらの者が携わる業務を明記すること。
- ウ 応募者が、本施設の設計・建設を行う目的で建設 JV を形成する場合、建設 JV を構成する企業は、全て構成員又は協力企業とならなければならない。
- エ 応募者の構成員の中から下記(2)イ(ア)の要件を全て満たす者又は下記(2)イ(イ)の要件を全て満たす者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- オ 代表企業は、特別目的会社の唯一最大の出資者になるものとする。
- カ 建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う者及び運営事業者から本施設の運営・維持管理を受託する者が保有する特別目的会社の議決権付普通株式の保有比率の合計は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- キ 構成員以外の者の特別目的会社への出資は認めない。
- ク 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ケ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

上記「ケ」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者決定の適正さが阻害されると認められる場合

資本面又は人事面において、上記(ア)又は(イ)と同等の関係にあると認められる場合

- コ 構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するも

のについても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

サ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

シ 構成員及び協力企業の変更について、資格審査書類の受付以降は原則として認めない。但し、資格確認基準日以降、事業提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及びPFI法第9条の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者

- (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (イ) 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (オ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (カ) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- (キ) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていない者
- (ク) 令和4・5年度千葉市入札参加資格審査を受けていない者
- (ケ) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、資格審査書類提出日から開札日までの間に受けている者
- (コ) 建設業を営む者で、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入の者
- (サ) 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者及び、その者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業に係るアドバイザー業務委託の受託者
パシフィックコンサルタンツ株式会社
日比谷パーク法律事務所
- (シ) 本市が設置するPFI事業等審査委員会の委員が所属する企業
- (ス) 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、以下の(ア)から(ウ)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を行う者を兼ねることが可能である。

(ア) プラントの設計・建設を行う者

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う者は、構成員となること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、機械器具設置1,100点以上であること。
- ③ 令和4・5年度千葉市入札参加資格審査において申請区分「建設工事」、申請業種「機械器具設置工事」の入札参加資格を有すると認定されたものであること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、資格審査書類提出日までに当該資格の認定を受けること。
- ④ 下水汚泥に関する自社の燃料化施設（稼働開始から1年以上安定稼働した実績があるものに限る。）を元請けとして施工した実績を有すること。なお、PFI法に基づく事業において国・地方公共団体との間で事業契約を締結した特別目的会社による受注実績を元請けとして施工した実績を含めるものとする。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
- ⑤ 建設業法における機械器具設置工事に係る監理技術者の資格証を有する者を本工事に主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。また、工期途中での業種変更は不可とする。

(イ) 運営・維持管理業務を行う者

運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者は、構成員とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 下水汚泥に関する燃料化施設において元請けとして1年以上運転管理業務を行った履行実績を有すること。なお、PFI法に基づく事業やDBO事業において国・地方公共団体との間で事業契約を締結した特別目的会社による受注実績を元請けとして履行した実績を含めるものとする。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
- ② 下水汚泥に関する燃料化施設での運転経験を有する技術者を運営・維持管理開始から1年以上配置できること。

③ 下水道法施行令第15条の3で規定する資格を有する総括責任者を専任で配置できると。

④ 関係法令に基づき、業務を遂行する上で、必要な資格者を配置できること。

(ウ) 燃料化物の有効利用を行う者

燃料化物の有効利用を行う者が、応募者として参加することは可能である。その場合、構成員となるか協力企業となるかは任意とするが、入札参加表明書に企業名を明記すること。

ウ 入札参加資格の確認

(ア) 資格確認基準日は資格審査書類提出日とする。

4 応募者の審査及び落札者の決定

(1) 審査の機関

審査委員会は、落札者決定基準及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。なお、落札者決定基準は、入札説明書等において示す。

また、本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ落札者を決定する。なお、本市又は審査委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

審査委員会委員

所 属	委 員 名
西村あさひ法律事務所 弁護士	野本 修
株式会社日本政策投資銀行 地域調査部次長	星 憲太郎
地方共同法人日本下水道事業団技術戦略部資源エネルギー技術課 課長代理	村岡 正季
日本大学生産工学部 教授	森田 弘昭
青山学院大学大学院 教授	山口 直也
東京電機大学 教授	山田 あすか

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、応募者又は入札参加者の構成員及び協力企業が、本事業について本市が設置する審査機関の委員に対し、自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

(2) 審査の手順及び方法

審査は、入札参加資格審査と事業提案審査の2段階にて実施する。

ア 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、資格審査書類について審査を行い参加資格要件の適否を確認する。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することができる。提案様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

イ 事業提案審査

(イ) 基礎審査

入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準について確認する。なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示す。

- ・提出書類の確認
- ・要求水準の確認 等

(ロ) 総合審査

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して落札者決定基準に基づき審査を行い、最優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、入札説明書等において示す。

- ・ 入札価格に関する事項
- ・ 本施設の設計・建設に関する事項
- ・ 本施設の運営・維持管理に関する事項
- ・ 燃料化物の有効利用に関する事項
- ・ 資金調達、経営計画及び事業収支に関する事項 等

エ 審査結果

本市は、審査委員会の選定をもとに落札者を決定する。審査の結果については、各入札参加者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市のホームページに掲載する。

5 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

本市と落札者は、落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者決定後、落札者は特別目的会社を速やかに設立し、特別目的会社にかかる商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

ア 特別目的会社の所在地は千葉市内としなければならない。

イ 建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う者及び運営事業者から本施設の運営・維持管理を受託する者が保有する特別目的会社の議決権付普通株式の保有比率の合計は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。

ウ 特別目的会社の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。

エ 特別目的会社の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。契約手続きについては「II 7 契約の形態」に示す。

6 著作権

本市が示した図書の著作権は本市に属し、応募者から提出される資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他本市が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、本市は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

7 特許権等

入札参加者から提出される提案内容に含まれる第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される権利に基づく工事材料、施工方法、運営・維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

8 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

IV 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、入札説明書等及び提案内容を踏まえて、本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを基本とする。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-4 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

3 民間事業者の履行確保に関する事項

(1) 民間事業者の責任

民間事業者は、事業契約を履行する責任を負う。

(2) 入札保証金

有。ただし、千葉市契約規則（昭和40年3月1日規則第3号）第8条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

民間事業者は、履行保証保険等による契約期間中の履行保証を行うものとする。なお、詳細については入札説明書等において示す。

4 本市による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの目的

本市は、民間事業者が実施する設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について確実に遂行され、要求水準が達成されているか確認するとともに、民間事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等に定める。

(2) モニタリングの実施時期及び概要

ア 設計段階

民間事業者は、工程表を作成し、実施設計の内容について適宜、本市と協議を行うと共に完了時に実施設計図書を提出し、本市の確認を受ける。

イ 建設段階

民間事業者は、週間・月間工事工程表を作成し定期的に工事施工、工事監理の状況について報告を行い、本市の確認を受ける。

また、本市が要請した時は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うと共に、本市はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

ウ 工事完成・施設引渡段階

民間事業者は、工事完成図書、工事施工書類及び施工記録等を用意して、現場での本市の確認を受ける。

エ 運営・維持管理段階

民間事業者は、定期的（月間・年間）に業務の実施状況の報告を行い、本市の確認を受ける。

オ 財務状況

民間事業者により設立された特別目的会社は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、本市の確認を受ける。

(3) 性能未達の場合における措置

本市は、モニタリングの結果、民間事業者が行う設計・建設業務及び運営・維持管理業務が要求水準に達しないと認められる場合、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。なお、減額措置の詳細については入札説明書等において示す。

5 地元雇用や地元企業の活用

民間事業者は、本事業の実施にあたり、地元雇用に配慮し、また、本市内に本店所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業の活用に努めるものとする。

V 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業予定面積

5号燃料化施設建設予定地 : 約1,590㎡

6号燃料化施設建設予定地 : 約1,520㎡

2 都市計画事項

項目	内容
都市計画	都市計画区域内：市街化区域
用途地域	工業専用地域
防火区域	指定なし
高度地区	指定なし
その他の地区指定	海岸保全区域、塩害地域、建築基準法22条指定区域
騒音規制基準	市条例第4種区域（工業専用地域）
悪臭防止基準	市条例第1種地域
敷地条件	計画地盤高：TP+3.000m

3 施設構成の概要

本施設の構成は以下を予定している。

詳細は要求水準書において示す。

施設構成	・ 本施設に係る機械設備及び電気設備 ・ 固形燃料化のために民間事業者が必要と判断する施設・設備 ・ 本市が想定する本事業の基本処理フローを「実施方針添付資料-5 本市が想定する本施設の基本処理フロー図」に示す。
------	--

VI 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と民間事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約に従うものとする。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

民間事業者による本事業の安定的・継続的な実施を担保するため、事業契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 民間事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合

- ア 民間事業者が、事業契約で定める民間事業者の事情で債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業契約の定めに従い、民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は、事業契約を解除することができる。なお、その他の対応方法については、事業契約において定める。
- イ 民間事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

3 本市の事情で本事業の継続が困難となった場合

- ア 本市の事情により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、本市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

4 その他の事情で事業の継続が困難となった場合

不可抗力やその他の事情で事業の継続が困難となった場合、本市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。

- ア 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- イ 運営・維持管理期間においては、本市及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

VIII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関して、民間事業者への法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 交付金の取り扱い

本事業で建設する本施設に対しては、下水道事業に係る国の交付金を活用することを想定している。

(2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

3 その他の支援に関する事項

本市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う。

IX その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、本事業に係る予算（債務負担行為の設定を含む）に関する議案を令和4年第1回定例市議会に提出する予定である。

2 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページで行う。

3 本実施方針に関する担当部署

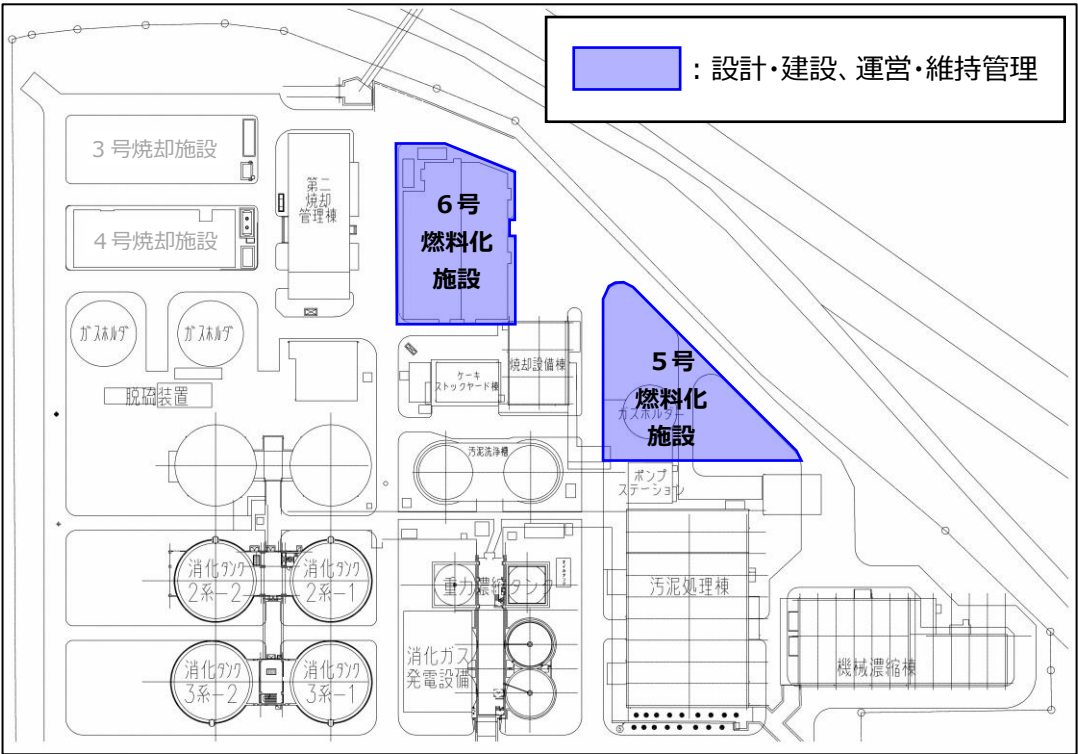
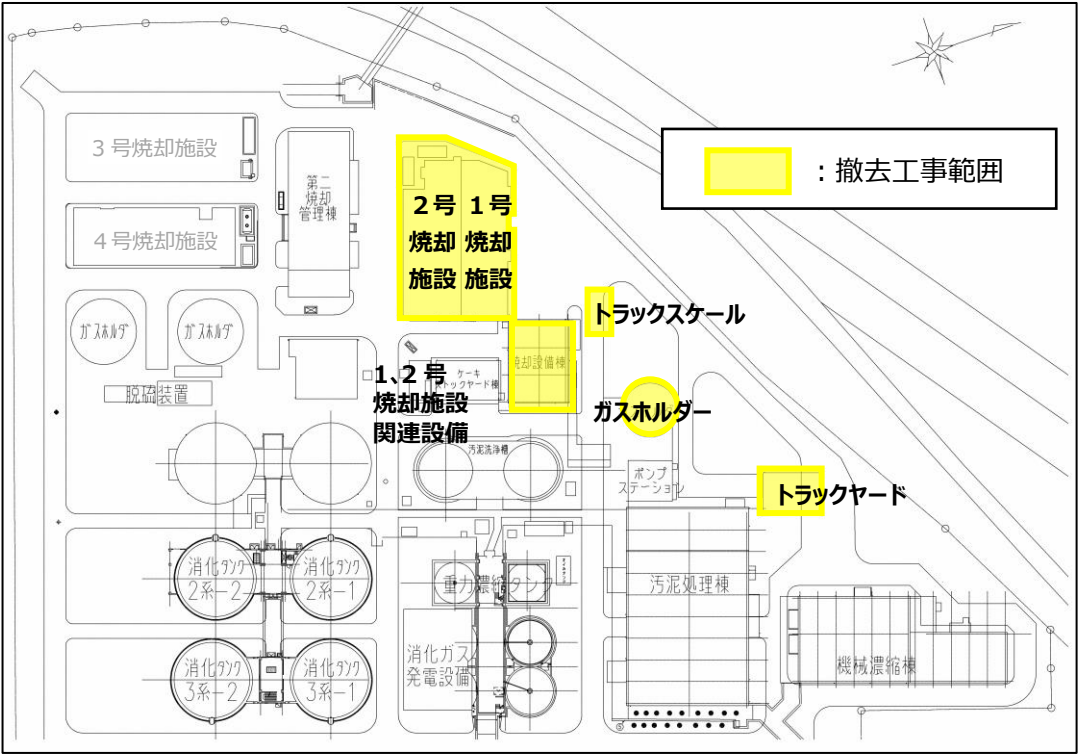
〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市建設局 下水道管理部 下水道施設建設課

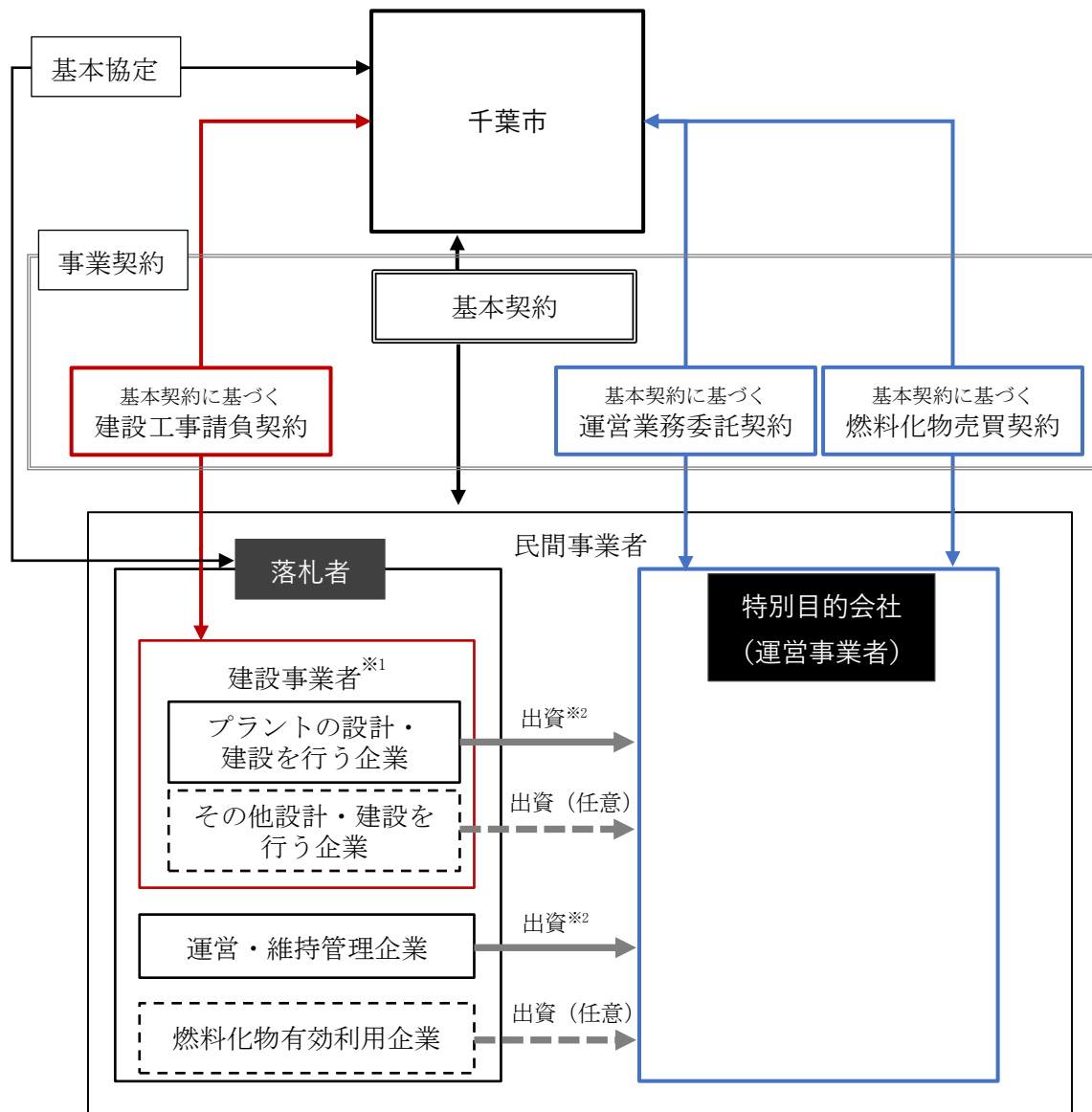
電 話：043-245-5444

F A X：043-245-5861

電子メール：shisetsu.COM@city.chiba.lg.jp



実施方針添付資料-2 契約スキーム



※1 建設JVを形成する場合、本市と建設JVが建設工事請負契約を締結する。

※2 落札者のうち、次の企業は特別目的会社に必ず出資を行うこと。

- ・建設事業者のうちプラントの設計・建設を行う企業
- ・特別目的会社から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業

※3 点線で示す者は、必ずしも落札者に含める必要はない。

実施方針添付資料-3 役割分担概念図

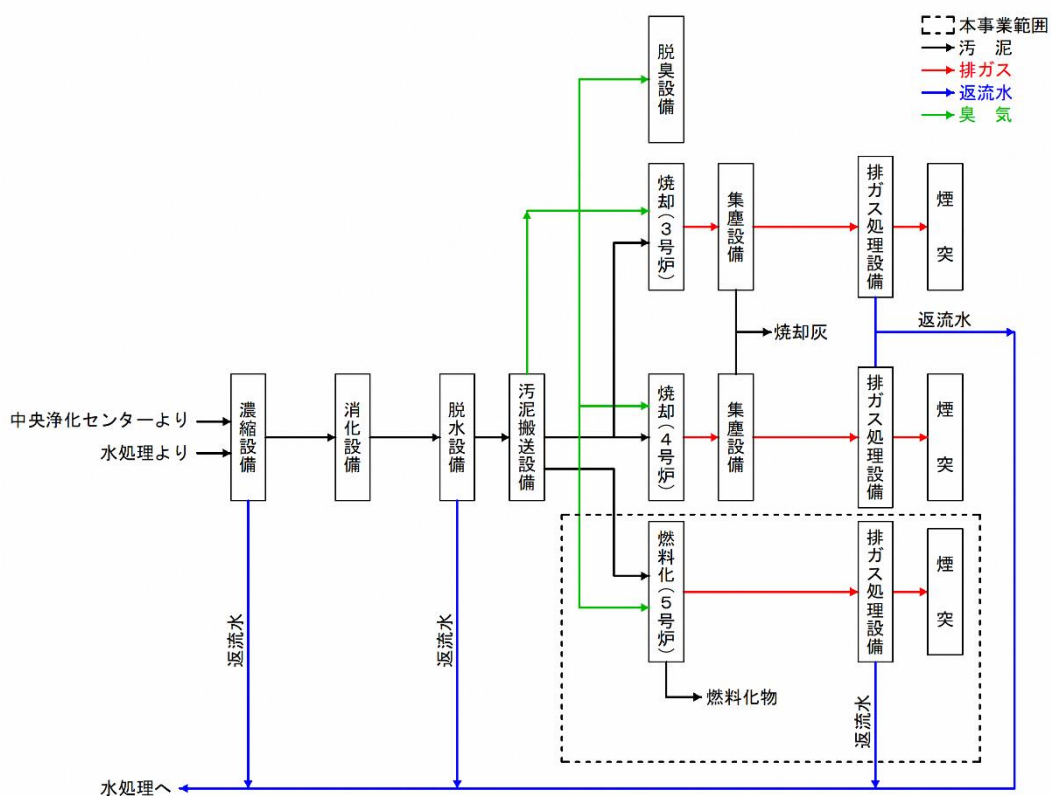


図 汚泥処理全体概略フロー（5号燃料化施設稼働時）

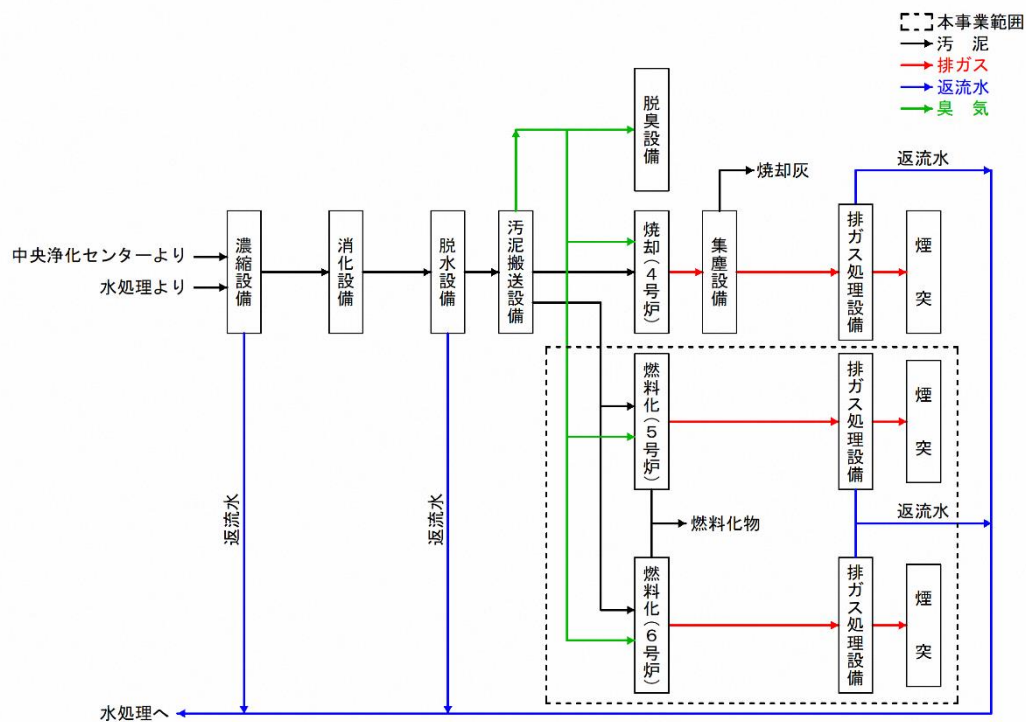


図 汚泥処理全体概略フロー（6号燃料化施設稼働時）

実施方針添付資料-4 リスク分担（案）

リスクの種類			No	リスクの内容	本市	事業者
全期間共通	契約締結前リスク	募集資料リスク	1	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
		応募コスト	2	応募に係る費用負担		○
	社会リスク	住民対応リスク	3	本事業の実施に対する地域の要望等によるもの	○	
			4	民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望によるもの		○
		環境リスク	5	民間事業者が実施する業務による環境問題(周辺への環境悪化、振動・騒音・地盤沈下・臭気等)		○
		第三者賠償リスク	6	本市が実施する業務により第三者に与えた損害	○	
			7	民間事業者が実施する業務により第三者に与えた損害		○
		安全確保リスク	8	本事業の実施における安全性の確保		○
	経済リスク	物価変動リスク	9	物価変動(インフレ、デフレ)に係る費用の増減(一定の範囲を越えた部分)	○	
			10	物価変動(インフレ、デフレ)に係る費用の増減(一定の範囲内)		○
		金利変動リスク	11	民間事業者の借入金に係る金利変動によるもの		○
	制度変更リスク	法令変更リスク	12	本事業に直接関わる法令の新設・変更によるもの	○	
			13	上記以外の法令の新設・変更によるもの		○
		税制変更リスク	14	消費税の変更、法人の利益にかかる税以外の税制変更によるもの	○	
			15	本事業に直接関わる新税の成立、税制変更によるもの	○	
			16	法人の利益にかかる税の変更によるもの		○
	その他リスク	許認可リスク	17	本市が取得すべき許認可の取得の遅延によるもの	○	
			18	民間事業者が取得すべき許認可の取得の遅延によるもの		○
		交付金リスク	19	本市の帰責事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	○	
			20	民間事業者の帰責事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		○
		中止・遅延リスク	21	本市の指示、債務不履行によるもの	○	
			22	民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
		不可抗力リスク	23	天災・暴動等不可抗力により生じる一定額以内の費用増加又は、損害		○
			24	上記を超えるもの	○	
		資金調達リスク	25	本市の債務不履行によるもの	○	
			26	本事業に必要な資金の確保に関するもの		○
		契約締結遅延リスク	27	本市の帰責事由による契約締結の遅延、未締結	○	
			28	民間事業者の帰責事由による契約締結の遅延、未締結		○
		構成員・協力企業リスク	29	構成員・協力企業の能力不足等による本事業の悪化		○

リスクの種類			No	リスクの内容	本市	事業者
設計段階	設計リスク	測量・調査リスク	30	本市が実施した測量、調査によるもの	○	
			31	民間事業者による測量、調査の必要性に関する判断の不備によるもの		○
			32	民間事業者が実施した測量、調査によるもの		○
		設計変更リスク	33	本市の指示・提示条件の不備・変更によるもの	○	
			34	民間事業者の提案内容及び設計業務の不備・判断によるもの		○
		建設着工遅延リスク	35	本市の帰責事由による建設工事の着工遅延によるもの	○	
			36	民間事業者の帰責事由による建設工事の着工遅延によるもの		○
		要求水準未達リスク	37	設計業務に関する要求水準の未達によるもの		○
建設段階	用地リスク	用地リスク	38	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵によるもの	○	
	建設リスク	工事費増加リスク	39	本市の指示・提示条件の不備・変更による工事費の増加	○	
			40	民間事業者の帰責事由による工事費の増加		○
		工事完了遅延リスク	41	本市の指示・提示条件の不備・変更によるもの	○	
			42	民間事業者の帰責事由によるもの		○
		試運転・性能試験リスク	43	試運転・性能試験に要する下水汚泥の供給によるもの	○	
			44	試運転・性能試験に関する要求水準の未達によるもの		○
		要求水準未達リスク	45	建設業務に関する要求水準の未達によるもの		○
		施設に係る契約不適合リスク	46	契約不適合責任に係る権利行使期間内に発見された、本施設に関する契約の内容への不適合に関するもの		○
			47	契約不適合責任に係る権利行使期間終了後に発見された、本施設に関する契約の内容への不適合に関するもの	○	

リスクの種類			No	リスクの内容	本市	事業者
運営・維持管理段階	燃料物化リスク	燃料化物の製造に関するリスク	48	本市の帰責事由により要求水準を満たす燃料化物の製造が行われない場合	○	
			49	民間事業者の帰責事由により、要求水準を満たす燃料化物が製造されない場合		○
		燃料化物の販売に関するリスク	50	本市の帰責事由により要求水準を満たす燃料化物の製造が行われないことで、製造された燃料化物が燃料化物有効利用企業へ販売できない場合	○	
			51	民間事業者の帰責事由により、要求水準を満たす燃料化物の製造が行われないことや燃料化物の有効利用先が確保されないことなどで、製造された燃料化物が燃料化物有効利用企業へ販売できない場合		○
		燃料化物の運搬・貯蔵・利用に関するリスク	52	適正な燃料化物の運搬、貯蔵、燃料化物利用、副生成物処分に関する責任・費用負担		○
			53	燃料化物を利用することに対する利用先周辺の対応		○
	運営・維持管理リスク	費用増加リスク	54	本市の指示・提示条件の不備・変更による費用の増加	○	
			55	民間事業者の提案内容、設計・建設業務、運営・維持管理業務の不備・変更による費用の増加		○
		要求水準未達リスク	56	運営・維持管理業務に関する要求水準の未達によるもの（設計・建設に係る契約不適合によるものを含む）		○
		施設損傷リスク	57	本施設の劣化・老朽化に対して民間事業者が適切な運営・維持管理業務を行わなかったことによる施設損傷		○
			58	民間事業者の実施する運営・維持管理業務の不備による本施設以外の施設損傷		○
			59	本市及び第三者の帰責事由による本施設の損傷	○	
		施設改修リスク	60	本市の帰責事由により本施設の改修が必要となった場合	○	
			61	民間事業者の帰責事由により本施設の改修が必要となった場合		○
終了時	終了手続き	施設の性能確保リスク	62	事業の終了時における本施設の性能確保		○
		移管手続きリスク	63	事業期間終了時の手続きに要する費用負担		○

実施方針添付資料-5 本市が想定する本施設の基本処理フロー図

